

別記第2号様式（第5条関係） 宣誓書

和歌山県家賃支援金交付要綱 抜粋

（交付対象者）

第2条 家賃支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する事業者又は観光関連事業者のうち以下に掲げる施設を県内で運営する事業者であって、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等家賃支援給付金の支払の臨時特例に関する政令（令和2年政令第196号）第1項に規定する新型コロナウイルス感染症対策中小企業等家賃支援給付金（以下「家賃支援給付金」という。）の給付を受けた者
 - ア 宿泊施設
 - イ 温泉保養施設
 - ウ 交通施設
 - エ 休憩食事施設
 - オ 観光土産品販売施設
 - カ 不特定多数の者が利用する施設であって、知事が観光施設と認めたもの
- (2) 前号の家賃支援給付金の給付を受けた者と同等の事業規模及び収益の減少があり、公序良俗を乱すおそれがなく、公益上適当と認められる事業者であって、本県経済の発展に向け、知事が特に交付の必要があると認める者

（不交付要件）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては 家賃支援金を交付しない。

- (1) 既に家賃支援金の交付を受けた者（家賃支援給付金の算定方法が変更されたことに伴い、家賃支援給付金を追加で給付された者を除く。）
- (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 家賃支援給付金の申請日の属する月以降の6か月の間のいずれかの月分の賃料等（賃貸借契約及びこれと類似する契約又は処分に基づき自らの事業のために他人の所有する土地又は建物を直接占有する者が、当該土地又は建物を使用及び収益するために対価として支払う金銭（当該対価に係る租税を含む。）をいう。以下同じ。）に充てるための現金給付（以下「他団体家賃支援金等」という。）を和歌山県以外の地方公共団体から受けている又は受けることが決定している場合の当該給付額と家賃支援給付金の給付額との合計額が、家賃支援給付金の申請日の前1か月以内に賃料等として支払った額（申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該申請日の直前の支払（当該申請日の属する月分の賃料等に相当する賃料等を含むものに限る。）において支払った当該賃料等の1か月平均額とし、令和2年3月31日時点で有効な賃貸借契約等により1月分の賃料等として支払うこととされている額（当該賃貸

借契約等において申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払うこととされている場合には、当該賃料等の1か月平均額)より高いときは、当該賃料等として支払うこととされている額とする。)に6を乗じた額(以下「申請時賃料総額」という。)以上の給付額を受けることとなる者

- (4) 前各号に掲げる者のほか、家賃支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとし事が認める者

(交付申請の期間及び添付書類等)

第5条 家賃支援金の交付を受けようとする者は、令和2年8月5日から翌年3月26日までに交付申請を行わなければならない。

2 規則第4条に規定する家賃支援金の交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者事業概要(別記第1号様式)
- (2) 宣誓書(別記第2号様式)
- (3) 法人の場合は役員名簿(別記第3号様式)
- (4) 家賃支援給付金の給付を受けた者は当該給付通知書の写し
- (5) 交付対象者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、個人事業者の場合には申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (6) 家賃支援給付金の給付通知書の送付のあて先が県外の場合又は家賃支援給付金の給付を受けていない場合は、主たる事業所の所在地が分かる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

和歌山県補助金等交付規則 抜粋

(立入検査等)

第21条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。